

小清水町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

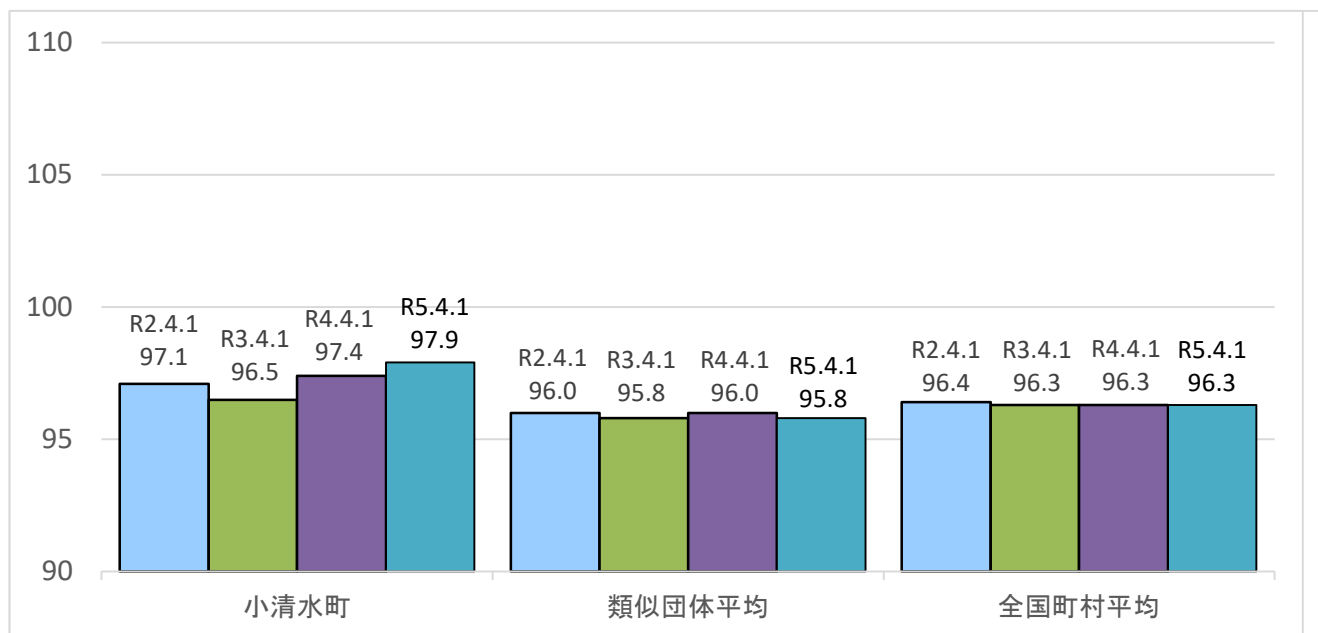
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 4,501	千円 7,634,731	千円 371,287	千円 718,849	% 9.4	% 9.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)1人あたり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 70	千円 202,920	千円 43,694	千円 90,304	千円 336,918	千円 4,813	千円 5,356

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔~~実施~~未実施〕

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合にはその理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小清水町	39.7 歳	296,628 円	378,120 円	332,038 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	40.9 歳	295,989 円	349,665 円	325,035 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		小清水町	北海道	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

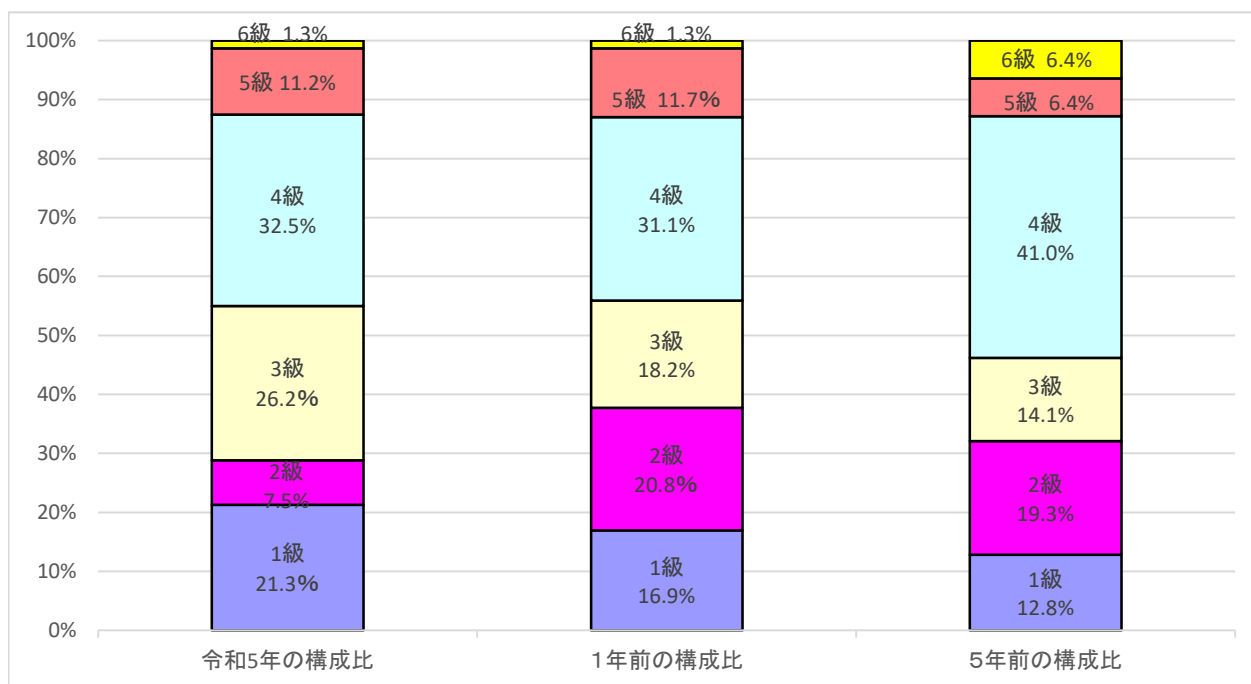
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	286,700 円	358,300 円	381,000 円	— 円
	高校卒	236,400 円	— 円	366,000 円	383,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、主事補、技師補	17	21.3%	150,100円	247,600円
2級	主事、技師	6	7.5%	198,500円	304,200円
3級	主任	21	26.2%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐職、係長、主査	26	32.5%	266,000円	381,000円
5級	課長職、課長補佐職	9	11.2%	290,700円	393,000円
6級	課長職	1	1.3%	319,200円	410,200円

(注)1 小清水町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(小清水町)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇級可能な区分	昇級実績がある区分	昇級可能な区分	昇級実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇級区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小清水町	北海道	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,373 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,627 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) (役職加算 5~15%) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) (役職加算 5~20%) (管理職加算10~25%) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) (役職加算 5~20%) (管理職加算10~25%) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (小清水町)

令和5年中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

小清水町	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%~45%) 1人当たり平均支給額 12,595 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%~45%)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(令和4年度決算)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	0.0 %	
手当の種類(手当数)	—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
行旅死病人手当(死亡人)	福祉関係職員	行旅死亡人の火葬等
支給実績(令和4年度決算)	0 円	1件当たり3,000円
行旅死病人手当(病人)	福祉関係職員	行旅病人の救護等
支給実績(令和4年度決算)	0 円	1件当たり1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	18,949 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	300 千円
支給実績(令和4年度決算)	18,620 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	315 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員も含む。

(5) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円子10,000円 その他扶養親族6,500円	同じ		9,156 千円	269,294 円
住居手当	家賃月額12,000円を超えるものにつき支給 持ち家住宅6,500円	異なる	持ち家住宅6,500円支給	6,700 千円	124,081 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同じ		187 千円	46,650 円
寒冷地手当	年額51,700円～131,900円	同じ		6,852 千円	91,366 円
管理職手当	課長等45,000円 課長補佐等30,000円	異なる	定額	6,580 千円	438,667 円
管理職員特別勤務手当	休日12,000円～8,000円 平日6,000円	同じ		76 千円	15,200 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	給料	月	額	
			最高	最低
給料	町 長	730,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	605,000 円	846,800 円	528,000 円
	議 長	280,000 円	677,700 円	478,000 円
報酬	副 議 長	230,000 円	318,000 円	203,000 円
	議 員	190,000 円	300,000 円	130,000 円
	議 員		251,000 円	109,000 円
期末手当	町 長	(令和4年度支給割合)		
	副 町 長	4.40	月分	
退職手当	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長	4.40	月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額 × 5.126 月 × 4 年	14,967,920 円	任期毎
		給料月額 × 3.234 月 × 4 年	7,826,280 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

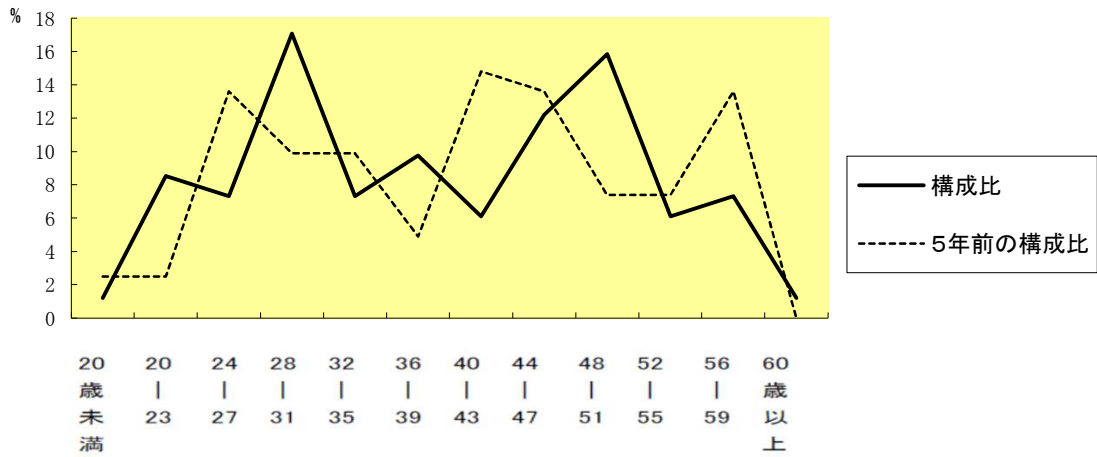
(令和5年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総務・企画	16	17	1	
		税 務	6	6	0	
		民 生	14	15	1	
		衛 生	7	7	0	
		農林水産	10	10	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	5	5	0	
		計	62	64	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.19 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 199.72 人)
	教育部門	8	9	1		
小 計	70	73	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 162.17 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 235.95 人)		
公営企業計等部門	水 道	2	2	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	6	6	0		
	小 計	9	9	0		
合 計		79 [95]	82 [95]	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 182.18 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	6人	14人	6人	8人	5人	10人	13人	5人	6人	1人	82人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)	
								増減数	率
一般行政職		64	62	64	63	62	64	0人	0.0%
教育		7	8	8	8	8	9	2人	28.6%
消防		0	0	0	0	0	0	0人	0.0%
普通会計計		71	70	72	71	70	73	2人	2.8%
公営企業等会計計		11	11	9	9	9	9	-2人	-18.2%
総合計		82	81	81	80	79	82	0人	0.0%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数